

港区乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（新規）

本案は、「児童福祉法」の一部改正に伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、新たに条例を制定するものです。

【条例制定の背景】

全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、児童福祉法が改正され、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園制度として、乳児等通園支援事業が定められました。また、区市町村は、乳児等通園支援事業の設備及び運営について、条例により基準を定めなければならないこととされました。

これを踏まえ、区の乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、条例を制定します。

※乳児等通園支援事業の通称は、「こども誰でも通園制度」です。

【条例の主な内容】

- ①乳児等通園支援事業における人権配慮や外部評価の実施などの一般原則について定めます。
- ②非常災害対策、安全計画の策定等に関する事項について定めます。
- ③衛生管理等及び食事に関する事項について定めます。
- ④乳児等通園支援事業を、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園事業に区分し、それぞれの設備の基準及び職員配置基準を定めます。

【施行期日】

令和7年4月1日